

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

やさしさにあふれ かいてきで げんきなまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県，岡山県小田郡矢掛町

3 地域再生計画の区域

岡山県小田郡矢掛町の全域

4 地域再生計画の目標

矢掛町は、岡山県の西南部に位置し、人口 16,079 人(平成 19 年 4 月 1 日現在)、面積 90.62 km²、高梁川の支流小田川の流域に開けた町で、町の東西を国道 486 号線、鉄道井原線が走り、南を走る山陽自動車道の 3 つのインターチェンジへはともに 15 分程度、さらに、工業地帯を有し中核市である倉敷市、広島県福山市へそれぞれ 30 分～40 分程度という交通条件を備えた町です。

また、本町は、江戸時代には旧山陽道の宿場町として栄え、昔ながらの本陣・脇本陣も今なお旧姿をとどめており、全国で唯一、共に国の重要文化財の指定を受けている歴史の町です。一方、町内を流れる美山川、星田川では、幾種類もの淡水魚が生息し、初夏にはホタルが飛び交う豊かな自然と美しい山林、水田が広がり、農林業を基幹産業とした文化と田園の町です。毎年 11 月には町内で最大のイベント「矢掛の宿場まつり」が開催され、往時の参勤交代の様子を再現した大名行列が行われ、多くの人で賑わっております。

しかし、本町でも全国の多くの市町村と同様に、少子高齢化、定住人口の減少、生活様式の変化に伴う環境問題など多くの課題を抱えており、そのため、多様化・高度化する生活意識の変化に対応し、生き生きと豊かで快適な生活が送れるよう、生活基盤の整備や自然と人が共生できる環境の確保を図るとともに、地域社会における人と人との交流を深めるための取り組みを進めていくことが必要となっております。

本町では、21 世紀を迎え、町民が望む町の将来像「福祉が充実した、事故や犯罪が少ない安全な、教育や文化活動が充実した、町民同士のふれあいを感じられる、美しい環境の中で、暮らしていくことのできる町」を実現するため、地域を支えるひとづくりや保健・福祉の充実【明るいくらしのまち】、個性・特性を生かした産業振興【活力のあるまち】、自然と共生し快適で潤いのある生活環境及び生活基盤の整備【安全・安心なまち】、町民参加による効率的な行政運営の推進【町民とともに歩むまち】の 4 つの柱を中心としてまちづくりを進めていくこととしています。

特に、農道・林道をはじめとした農林業基盤整備による産業の振興を図り、また、道路の交通障害の解消や下水道などの整備とともに、住宅団地の整備など、生活の拠点となる

良好な住宅の確保にも取り組み、生活環境の整備に併せて、倉敷市をはじめとした近隣市町へのアクセスの改善により、定住人口の増加を図り、さらに、本陣などの観光資源、淡水魚やホテルなどの自然環境資源を活用した交流人口の増加を図りながら、町民とともに歩むまち「やさしさにあふれ かにきて げんきなまち」を目指すものです。

(目標 1) 交通障害箇所の解消 (6 箇所)

(目標 2) 汚水処理人口普及率の向上 (54.4%→75.4%)

(目標 3) 定住人口の増加 (市区町村別将来人口推計値<平成 17 年から平成 22 年で 610 人の減少>より約 500 人の人口増を目指す)

(目標 4) 交流人口の増加 (現交流人口 19 万 4 千人<平成 17 年度実績>より拡大を目指す)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

小林地区にある「林道岡本谷線」の舗装を行うことにより、(主)倉敷成羽線へのアクセス、森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化と林産物の搬出をスムーズなものとするものです。

また、町道では、現在、県で事業実施中の砂防河川道々川の河川改修と併せて、南山田地区(主)矢掛寄島線と(主)倉敷成羽線を結ぶ「町道青木小迫線」、町土地開発公社で分譲住宅を造成している下高末地区の「町道観世橋宇角線」及び東川面地区の「町道東川面北線」「町道内沖苦田線」、さらに、小田の市街地と県道笠岡美星線を結ぶ「町道中小田線」の拡幅、改良を行うことにより、集落間の連結道、国道・県道から住宅団地へのスムーズな進入路が確保されるとともに、近隣中核市などへのアクセスの改善が図れるものです。

一方、生活水準の向上に伴い住民の下水道への関心は高く、文化的で快適な生活空間を創造するために、下水道への期待はますます大きく膨らんでおり、生活環境においても環境保全と住環境の快適性が求められるようになってきています。

このような状況の中、汚水処理人口の普及率向上を目標として、公共下水道事業、農業集落排水事業、小型合併処理浄化槽設置整備事業の 3 事業を効率的に活用し、快適で住み良い生活環境を重視した一体的なまちづくりを図るものです。

また、分譲宅地の造成や公営住宅の建設により良好な住環境を提供するとともに、環境にやさしい住みよいまちづくりを進めるため、淡水魚を展示しているポケット水族館、それを自然の中で身近に観察することができる美川緑地公園、東川面アクアパーク、さらにホテルの保護・研究・養殖施設のある宇内ホテル公園などを拠点として、それぞれ連携した保護活動等を行うことにより、自然と共生し、人にもやさしい快適な環境づくりの意識の醸成を図りながら、地域や世代を超えた交流と町民参加の協働のまちづくりを図り、定住人口・交流人口の増加を図るものです。

(参考) 町道 青木小迫線、観世橋宇角線、東川面北線、内沖苦田線、中小田線

(道路認定年月日 昭和 62 年 3 月 10 日)

林道 岡本谷線 (高梁川下流地域森林計画策定年月日 平成 13 年 4 月 1 日)

公共下水道 (事業認可年月日 平成 5 年 12 月 20 日)

農業集落排水 (別紙のとおり 採択通知年月日 平成 15 年 4 月 1 日)

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域), 実施主体]

- ・市町村道(矢掛町) 矢掛町
- ・林道(矢掛町) 岡山県・矢掛町

[事業期間]

- ・市町村道(平成17~21年度), 林道(平成17~21年度)

[整備量及び事業量]

- ・市町村道 1,810m, 林道 3,540m
- ・総事業費 457,000千円
 - 市町村道 377,000千円(うち交付金188,500千円)
 - 林道 80,000千円(うち交付金26,666千円)

②汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも矢掛町

[施設の種類]

- ・公共下水道, 農業集落排水施設, 浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 公共下水道事業で整備した区域以外の下水道計画区域
- ・農業集落排水施設 横谷地区の一部地域
- ・浄化槽 公共下水道事業認可区域以外の区域
農業集落排水事業供用開始区域及び事業採択区域以外の区域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度~21年度
- ・農業集落排水施設 平成17年度~21年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成17年度~21年度

[整備量]

- ・公共下水道 管渠 $\phi 75\sim 250$ L=30,000m(うち単独L=5,500m)
処理場1箇所
- ・農業集落排水施設 管渠 $\phi 75\sim 200$ L=18,119m(うち単独L=3,509m)
処理場1箇所
- ・浄化槽(個人設置型) 125基

なお, 各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 1,930人, 農業集落排水施設横谷地区 1,220人, 浄化槽 410人

[事業費]

- ・公共下水道 2,609,000千円
(うち単独558,000千円)
(うち国費1,039,350千円)

- ・農業集落排水施設 1,522,610 千円
(うち単独 175,270 千円)
(うち国費 673,670 千円)
- ・浄化槽(個人設置型) 51,884 千円
(うち国費 17,294 千円)
- ・総事業費 4,183,494 千円
(うち単独 733,270 千円)
(うち国費 1,730,314 千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち」を達成するため、次の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①良好な住環境の提供

- ・分譲宅地造成事業(美川地区4区画, 矢掛地区8区画)
- ・公営住宅建設事業(矢掛地区10戸)

道整備交付金, 汚水処理施設整備交付金を活用したアクセスの改善, 生活環境の整備と一体的に行うことにより, 分譲・入居を促進し, 定住人口の増加を図る。

②環境にやさしいまちづくり

- ・水辺のプロムナード事業(地区住民による環境保全, 淡水魚を中心とした環境学習等)
- ・ほたるの里事業(地区住民によるホタルの保護, 研究, 養殖活動を通じて, 環境保全の意識の啓発等)

汚水処理施設整備交付金を活用した生活環境の整備を進めていくことにあわせ, 川辺及び水を中心とした環境保護を促進することにより, 加入促進, 整備後の使い方意識啓発などを図り, また, 活動から生まれる人と人との交流により元気なまちづくりを進め, 定住人口の増加を図る。

6. 計画期間

認定の日から平成22年3月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に, 関係行政機関, 自治協議会等の住民代表で構成する「矢掛町振興計画審議会」「矢掛町下水道整備事業促進対策委員会」をそれぞれ開催し, 整備状況を公表するとともに, 4に示す数値目標に照らした達成状況の評価, 改善事項等の検討を行い, 次期計画に反映する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画(矢掛町クリーンライフ100構想)について, 最新のデータに基づいて施設計画を再検討する予定であり, それにあわせて「岡山県クリーンライフ100構想」も, 次回の見直し時に反映することとする。